

名 称	能美市町会・町内会屋根雪おろし作業委託費補助金 交付要綱（抜粋）							
目 的	豪雪時における市民生活の安定を図るため、地域ぐるみによる屋根雪おろし作業に対し、経費の一部を補助金として交付することに関し、必要な事項を定める。							
<p>(交付基準)</p> <p>1 交付先 補助は、地域ぐるみで屋根の雪おろし作業の委託をしようとする町会又は町内会（以下「町会等」という。）に対し、予算の範囲内において行う。</p> <p>2 対象施設 ①65歳以上高齢者世帯、障害者だけで構成する世帯、配偶者のいない女子で現に18歳未満の子を養育している母子世帯の居宅 （障害者：身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～2級） ②各年度4月1日現在で高齢化率が30パーセント以上の町会等、能美市中山間地域の地元負担の軽減に関する要綱（内規）別表第1に掲げる町会等の施設（公民館・消防小屋等） ③市長が特に必要と認めた居宅又は施設</p> <p>3 補助率及び補助限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助率（%）</th> <th>補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>屋根雪おろし作業委託</td> <td>50</td> <td>1年間に4万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（但し、作業1時間当たり2,500円／人の50%）</p> <p>4 申請 補助金の申請は、町会等が行う。 要綱に掲げる申請書のほか次の書類が必要です。 ○屋根雪おろし作業実施名簿 ○状況写真（作業前・作業中・作業後） ○作業日報 ○屋根雪おろし作業委託費（※ 能美市内の業者とします。） ○業者の請求書（写し） （支払いが完了次第、業者の領収書の写しを提出のこと。） ○屋根雪おろし作業受託業者名</p> <p>(事務担当) この要綱に基づく補助金に関する事務は、健康福祉部福祉課（TEL：58-2230、場所：本庁舎1階）で担当する。</p>			事業区分	補助率（%）	補助限度額	屋根雪おろし作業委託	50	1年間に4万円
事業区分	補助率（%）	補助限度額						
屋根雪おろし作業委託	50	1年間に4万円						

電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい

**【URL】**

[https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=1170](https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1170)

**【QRコード】**



※ 平成23年12月1日から施行

※ 令和3年4月1日改正